

エイワ税理士法人 事務所ニュース

エイワ税理士法人

小諸事務所 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-23-1881
FAX : 0267-23-4466
ホームページ <http://www.eiwa-tax.com/>

株式会社英和コンサルティング

小諸本店 長野県小諸市荒町 1-5-7
TEL : 0267-46-8750
FAX : 0267-23-4466
長野事務所 長野市大字南長野西後町 1555
クレスビル 302
TEL : 026-219-3840
FAX : 026-219-3841



(使用許諾 : NPO法人こもろの杜 停車場ガーデン)

8月
No.220

- I. スマホ革命がもたらした功罪..... P 1
- II. 中小企業の経営に役立つ自主点検（売掛金・棚卸資産編）..... P 2
- III. 経営セーフティ共済の損金算入が制限されます..... P 4
- IV. 雇用保険法等の一部改正について..... P 6
- V. 私の履歴書 24..... P 9
- 事務所カレンダー・編集後記..... P 12



I. スマホ革命がもたらした功罪

所長 佐藤 英人

スマホを常時手放せなくなるほど、便利でかつ有効な情報が、瞬時にスマホで手に入る時代になりました。しかしその裏で機能を奪われた業種が廃業の危機にあります…。

1. 電車の中で

私は東京へ行く新幹線の中で、以前は本を読みながら往復を過ごしました。行きは税務会計等の専門書、帰りは文庫本で小説が定番でした。しかし今、行きはほぼ全時間パソコンでメールの返信、帰りはYouTubeで、今はまっている農業やつまみ料理の勉強などで時間を潰すことが多くなりました。トイレに立ちながらほかのお客を見ても、寝ているかスマホチェックで、本を読んでいる人は全くと言っていいほどいません。

山手線に乗っても、以前はマンガ本や週刊誌を読む人が多く、読んだ後は荷物棚に捨て、それを定期的に回収して路上で安く売る人がいましたが、ほぼ見かけなくなりました。シートに座っている人から立っている人まで、ほぼ全員がスマホで、ゲームかLINE・インスタチェックです。若者のスマホをのぞき見すると、ゲームがほとんどですね。改札口もほぼスマホでの決済です。

2. 新聞・雑誌の危機

一般紙ですが、日本新聞協会の最新のデータでは、総発行部数は3,000万部を大きく割り込み2,800万部台まで落ち込んでいるとのこと。この5年間で失われた部数は1,000万部、平均で年200万部ずつ減っている。「今、紙の新聞を読んでいるのは主に高齢者で、若者は全く定期購読しない。この減少ペースが続けば15年後には紙の新聞は、全体で100万~500万部くらいになる」と関係者は言っています。2000年には5,370万部でしたので1割以下になる想定ですね。

新聞配達店と配達員、印刷会社、新聞紙製造会社、新聞社そのものと記者、ここに出稿している広告業媒介業者など様々な関連業者が同じ規模で、減少していくわけです。

私も今、ある業界新聞の休刊のお手伝いをしています。一番の車関係の会社が紙ベースの広告を取りやめたのが主な原因で、8月末の休刊とのこと。同じように様々な業界新聞も、広告主の紙媒体からの撤退で同じ道を辿ると思います。

雑誌も同じであり、「あと5年で週刊誌は無くなる」という本が出ています。私は、父の時代から個人では週刊新潮と文芸春秋を継続して定期購読していましたが、配達してくれた本屋が廃業し、コンビニで買っていました。しかし最近では、新潮は文春砲に負けており^{※注}、ついに文春しか置いていないコンビニがでてきました。月刊文芸春秋も特集号以外は、厚さが半分程度になりネット記事に移行しています。

3. カメラは絶滅種？

スマホで姿を消したのがデジカメです。デジカメ本体やその部品を作っていた顧問先があったので、劇的でした。デジカメの鏡筒部分のモーターや、ガラケーの振動モーターなどのモーターの需要もスマホでは無くなりました。写真も印刷することがまず無くなり、街のプリント屋も

姿を消しつつあります。

録音機もスマホの機能で十分となりました。電話会議機も不要に。ウォークマンも早くにスマホにとって代わられたものですね。YouTube ミュージックで、レコード・ディスクもレコード店も無くなりました。最近買った農業用の軽トラックのディスプレイ画面はカーナビの代わりにスマホと接続でグーグルマップが使えます。従来型のゲーム機も売れなくなっているとのこと。

スマホがあらゆる電子機器の消費を減少させています。

4. 呑み屋もスマホに…

行きつけのスナックのマスターの言葉ですが、「若者はスマホ料金の支払いが重く、せいぜい居酒屋にはいくが、バーやスナックには行かなくなってきた。家に帰っても昔はやることがないので2次会などに流れたが、今は家に帰って早くスマホでLINEやXで会話をしたいとなってきている。」このように生活様式も大きく変わってきています。特に娯楽部門が新型コロナの影響もあり大幅にスマホに侵食され、映画館もビデオレンタルショップもNetflix等にとって代わられていますね。

5. 税務会計もスマホ時代に

私どもの属するTKCではFXクラウド使用会社の社長のスマホに月次決算の速報値を配信するサービスを開始することになりました。月次決算速報サービスとなります。追って詳細はご連絡いたします。

国税も確定申告がスマホからできるようになっていますし、また納税も同様です。ますます様々なサービスのスマホへの転換が加速されるでしょう。

※注 2017年5月に新聞記事で「週刊文春、ライバル誌「盗み見」の疑い週刊新潮の中吊り広告を業者から事前入手か？」新潮側「スクープつぶされたことも…」と長年不正が行われた中での競争で発行部数に倍以上の開きが出たとのこと。文春側が謝っただけで終わった事件でしたが、それ以来判官びいきで新潮を探しては買っています。



Ⅱ. 中小企業の経営に役立つ自主点検（売掛金・棚卸資産編）

自主点検チェックシートを活用し、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることにより、現預金の適正な管理や、内部の不正防止など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。自主点検チェックシートについては事務所ニュース令和5年12月号で概要と現預金項目について紹介しておりますが、今回は続編として売掛金、棚卸資産、貯蔵品について確認してみましょう。

1. 売掛金に関するチェック

✓ Check Sheet	点 検 項 目	✓
	補助簿（売掛一覧表）と得意先に対する請求額は一致していますか。	
	残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	
	回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	
	入金条件（決済日、決済手段）に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	
	決算期末においては、締め後の取引についても、売掛金等に含めていますか。	

（1）想定される事例

- 取引先毎の売掛金残高を把握できていない
- 取引先と自社の売掛金残高が一致していない
- 売掛金の回収が滞ってしまい、自社の資金繰りが悪化してきた

（2）チェック方法

売掛金の残高を正確に把握するために、取引先別の補助簿（売掛一覧表）を作成し、取引先に対する請求残高と一致していることを確認しましょう。その上で、売掛金残高が変わらずに残ったままの取引先やマイナスになっている取引先、売掛金残高が大きい取引先などについて理由を確認しましょう。

（3）内部統制の目的と効果

売掛金の確実な回収は事業活動において重要な業務です。いくら売上が計上されても、売掛金の回収ができなければ、事業に必要な資金を確保することができず、黒字倒産してしまうこともあります。

チェックシートの売掛金項目を確認することにより、取引先毎に売掛金残高を把握することができ、入金状況や取引条件の変更等も適切に管理する事ができ、資金繰り計画に活用する事ができます。

2. 棚卸資産・貯蔵品に関するチェック

✓ Check Sheet	点 検 項 目	✓
	実地棚卸は定期的に行われていますか。	
	棚卸表の原始記録は廃棄せずに保存されていますか。	
	陳腐化した在庫については、正常在庫との区分が明らかにされていますか。	
	決算期末において、預け在庫・預かり在庫の有無・金額を確認する体制になっていますか。	
	決算期末において、取引先又は自社に積送中の商品等は明らかにされていますか。	
	棚卸資産の自社消費等は税務上適切に経理されていますか。	
	商品券・印紙・切手等は、受払簿等を作成し、その管理が適正に行われていますか。	

(1) 想定される事例

- 棚卸資産を把握できていない
- 棚卸資産の原価を正確に把握できていない
- 税務調査の際に棚卸資産について税務署から指摘を受けた
- 切手や印紙が不正に利用された

(2) チェック方法

棚卸資産の管理に関しては、まず棚卸資産の数量を正確に把握する必要があります。定期的な実地棚卸を行い、商品ごとの在庫数量を定期的を確認しましょう。また、請求書や納品書、棚卸表等の原始記録の保存が重要ですので、社内でルールを定めて、棚卸資産に係る資料の適切な保存を確認しましょう。

切手や印紙の管理に関しては、受払簿を作成し、購入時・使用時において適切に記録している必要があります。

(3) 内部統制の目的と効果

棚卸資産の変動によって利益の金額に影響が生じますので、企業経営において、棚卸資産の管理は大変重要な項目になります。

在庫に欠品がでてしまうと、販売機会を失うリスクが生じ、反対に、余剰在庫になると通常よりも管理コストがかかってしまい、不良在庫や滞留在庫を抱えてしまうリスクが生じます。

チェックシートを用いて棚卸資産の項目を確認する事により、適正な在庫数量を把握する事ができますので、結果として適正な仕入数量の把握・欠品や不良在庫の削減・在庫管理コストの削減につながります。

棚卸資産の現状を正確に把握する事により、財務状況の正確な把握、在庫の適切な管理、キャッシュフローの改善などにつながり、企業の健全な運営に役立てることができます。

自主点検チェックリストは法人会ホームページ (<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>) からダウンロードする事が可能ですのでご活用ください。

出典：法人会HP



Ⅲ. 経営セーフティ共済の損金算入が制限されます

経営セーフティ共済（倒産防止共済）とは中小企業倒産防止共済法に基づく共済制度で、中小企業の取引先事業者が倒産してしまった際に連鎖倒産防ぐことを目的として昭和53年4月に制定された制度です。掛金は法人であれば全額損金、個人事業主であれば全額必要経費となるのが魅力のひとつであり、また一定期間の掛金の払込がある場合においては解約した際に払込を

した掛金の100%が払い戻されるというほぼデメリットのない共済制度となります。今回はこの制度上の特性を活かした節税方法について大きな改正となりましたので解説します。

1. 経営セーフティ共済とは

①無担保・無保証人で掛金の最大10倍まで借入れが可能

取引先が倒産し、売掛金等の回収が困難に陥った場合に、共済金の借入が受けられます。借入金の上限は、「回収困難となった売掛金債権等の額」または「掛金総額の10倍」のいずれか少ない方の金額となります。※但し、借入額の1/10の掛金が減額されます。

②掛金を損金または経費に算入できる

毎月の掛金は5,000円～200,000円の範囲内（5,000円単位）で自由に選択ができ、加入後でも増額や理由があれば減額が可能となります。前納制度もありますので、単年度で最大240万円を損金または経費に算入可能となります。

③解約手当金が受けられる

自己都合の解約であっても、掛金を12ヶ月以上納めていれば8割以上の解約手当金が払い戻されます。また、40ヶ月以上での解約については全額が払い戻されますが払込時に損金処理しているため、**解約時は全額益金または収入金額**に計上となります。

※但し、12ヶ月未満での解約については全額掛け捨てとなります。

④一定条件のもと前納減額金が受けられる

共済掛金の支払い時に前納制度を選択した場合のみ受けられるものとなりますが、**月額掛金×1000分の0.9×前納月数の累計**で算出された前納減額金が支給されます。

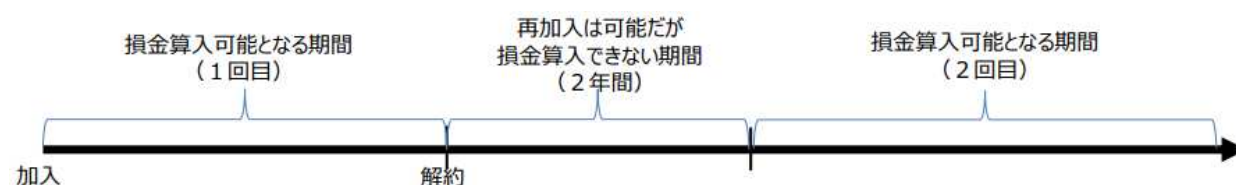
詳細につきましては下記の中企業基盤整備機構URLからご確認ください。

https://kyosai-web.smrj.go.jp/customer/kyosai/installment/index_02.html

現状、共済の本来の主旨の部分より、損金算入して節税できることにポイントを置いて説明されることが多くなっているように感じます。

2. 改正点

令和6年10月1日以降に解約し、再度加入した場合について、解約後2年間を経過する日までの間に支出する共済掛金について損金または経費に算入することができなくなります。



経済産業省が公表した「中小企業倒産防止共済制度の不適切な利用への対応について。」という資料の中で下記の4点について取り上げられています。

①加入・在籍状況

平成23年10月に掛金積立額限度額を増額（320万円から800万円）にして以降、共済金貸付の発生は減少傾向にあるにも関わらず、加入が急増している。

②任意解約による脱退状況

解約手当金の支給率が100%となる、加入後3年目、4年目に解約が大きくなるが、近年その傾向が特に顕著に。直近では約33%が3年目、4年目に解約する状況。また、解約してすぐに加入する行動変容が発生しており加入、脱退の増加の一因に。

③短期間で繰り返される脱退・再加入

加入者全体のうち再加入者は約16%、再加入者のうち2年未満に再加入する者は約8割を占める。脱退・再加入は積立額の変動により貸付可能額も変動することとなり、連鎖倒産への備えが不安定となるため、本来の制度利用に基づく行動ではない。

④節税を目的とした加入とそれを指南する情報源

加入者へのアンケートでは、共済への加入理由として、「税制上の優遇措置があるため」を理由とするものが約3割。うち、税制上の優遇措置のみを目的としたものが約2割となっており、約2割～3割が節税目的に加入と推定される。インターネット上や雑誌でも、専ら節税をアピールして共済加入を勧めるページが数多く存在。

最後に今回の改正の背景を考えると、①と④の内容から無利子・無担保のコロナ融資を受けて、あまり影響のない法人・個人の一部が節税目的のために加入し、払戻金が多くなる時期とコロナ融資の返済が始まる時期とで天秤にかけ、折を見て解約をする。ということが横行した結果ではないかと考えます。

今回の改正により本来あるべき形で活用される共済制度に戻ることを切に願います。

【参考】

中小企業基盤整備機構サイト <https://kyosai-web.smrj.go.jp/kyosai/index.html>
経済産業省「中小企業倒産防止共済制度の不適切な利用への対応について。」

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/shingikai/kyousai/022/002.pdf>



IV. 雇用保険法等の一部改正について

令和6年5月10日に「雇用保険等の一部を改正する法律」が、同年6月5日には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」がそれぞれ国会で可決されました。こうした雇用保険法等の改正の背景には、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築や「人への投資」の強化等、共働き・共育ての推進等を目的としています。主な改正点をご紹介します。

1. 雇用保険の適用拡大（令和10年10月1日施行）

働き方や生計維持のあり方が多様化している昨今の実態を踏まえ、週所定労働時間の要件を20時間以上から10時間以上に引き下げ、適用対象が拡大します。厚生労働省によると、この改正によって最大で約500万人が新たに適用対象となる見込みです。

雇用保険の適用拡大に伴う関連事項の改正は以下の表をご参照ください。

○週所定20時間を基準に設定されている基準を現行の1/2に改正

	改正前	改正後
被保険者期間の算定基準	賃金の支払の基礎となった日数が 11日以上 又は賃金の支払の基礎となった労働時間数が 80時間以上 ある場合を1月とカウント	賃金の支払の基礎となった日数が 6日以上 又は賃金の支払の基礎となった労働時間数が 40時間以上 ある場合を1月とカウント
失業認定基準	労働した場合であっても1日の労働時間が 4時間未満 にとどまる場合は失業日と認定	労働した場合であっても1日の労働時間が 2時間未満 にとどまる場合は失業日と認定
法定の賃金日額の下限額（①）、最低賃金日額（②） ※「①を毎月勤労統計の平均定期給与額の変化率を用いて毎年自動改定した額」と②を毎年比較し、高い方を賃金日額の下限額として設定	①屈折点（給付率が80%となる点）の額の 2分の1 ②最低賃金（全国加重平均）で 週20時間 を働いた場合を基礎として設定	①屈折点（給付率が80%となる点）の額の 4分の1 ②最低賃金（全国加重平均）で 週10時間 を働いた場合を基礎として設定

2. 教育訓練やリスクリング支援の充実

- ①自己都合で退職した者が、雇用の安定・就職の促進に必要な職業に関する教育訓練等を自ら受けた場合には給付制限をせず基本手当を受給できるようにする。
→令和7年4月1日施行
現行で自己都合退職の者について給付制限期間を2カ月としているが1カ月に短縮する。
- ②教育訓練給付金について、訓練効果を高めるためのインセンティブ強化のため、給付率を受講費用の最大70%から80%に引き上げる。→令和6年10月1日施行
- ③自発的な能力開発のため、被保険者が在職中に教育訓練のための休暇を取得した場合に、その期間中の生活を支えるため基本手当に相当する新たな給付金を創設する。（教育訓練休暇給付金）→令和7年10月1日施行

3. 育児休業給付に関する改正

2つの新制度（出生後休業支援給付および育児時短就業給付）が創設されることを受け、育児休業給付とその2つの制度と合わせて総称して『育児休業等給付』というものが新たに設けられます。（令和7年4月1日施行予定）

【出生後休業支援給付】

子の出生後間もない期間に両親が共に育児休業を取得すること等、要件を満たした場合に育児休業給付（通算 180 日までは休業開始前賃金の 67%）とは別に、賃金の 13%相当額が「出生後休業支援給付金」として支給されるようになります。

【育児時短就業給付】

被保険者が 2 歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合、労働時間が短くなった分の減額された賃金の一部を補助するものとして、時短勤務中に支払われた賃金額の 10%相当額とされています。

※上記の創設された給付金についての詳細は 10 月号にてご紹介いたします。

4. その他の雇用保険法の改正

- ・ **就業手当の廃止**・・・基本手当の所定給付日数が一定日数残っている状態で、再就職した受給者に給付されるもので、厚生労働省令で定める安定した職業に就いた場合は再就職手当が、それ以外の職業に就いた場合は就業手当が支給されます。そのうち就業手当については、日本の人手不足の状況下において安定した職業への就職を促進していく事を踏まえ、令和 6 年度末で廃止が予定されています。
- ・ **就業促進定着手当の引下げ**・・・再就職手当の対象者で再就職後の賃金が離職時の賃金より低下する者を対象とする手当ですが、人手不足の状況が今後も一層深刻化することが見込まれている中、必要性が薄れてきています。ただ、早期再就職を行った者への支援として一定の役割を果たしていることもあり、制度は継続したうえで令和 7 年度からその上限を支給残日数の 40%から 20%に変更されます。

(参考資料：ビジネスガイド 6 月号・厚生労働省 HP より)





V. 私の履歴書 ～青果卸の再生 その2 千葉県の2例～ 所長 佐藤 英人

1. 大卸の役割

米騒動事件（1918年）の対応策として1923年に制定された「中央卸売市場法」を基礎に1971年に「卸売市場法」が制定されました。

基本的な考え方は、大卸は全国の生産者から農水産物を仕入れてくるのが役割、これを仲卸におろし、仲卸は小売りや消費者に農水産物を売るのが役割。役割の違いから、大卸は生産者側に寄り添う立場、仲卸は消費者側に寄り添う立場。この緊張関係の中で適正な価格で消費がされ、両社の関係が結果として、生産者と消費者の双方の利益を守ることに繋がってきました。

しかし大手スーパーの流通量が拡大し町中から青果店が姿を消し、また物流の革新のなか産直も拡大した結果、市場を通さずに直接生産者と小売店・消費者が取引する「市場外流通」が拡大し、農水省公表では、市場を通す青果卸は令和2年で53.2%、水産物で45.7%と半分となっています。この影響は下記のとおり、施設や業者数が半減するという結果を招いています。

	ピーク時	令和4年	減少数
中央卸売市場数	91（昭和60年）	65	△26
同 業者数	267（昭和55年）	155	△112
地方卸売市場数	1,972（昭和50年）	905	△1,067
同 業者数	2,215（昭和55年）	1,072	△1,143

この対応策として、3回の大きな市場法改正が行われました。

1回目（1999年）…「セリ取引」は残しつつ、新たに「相対取引」が導入され、価格形成が質から量へ。

2回目（2004年）…「中央卸売市場の販売手数料」「仲卸が産地から大卸を通さずに直接仕入れる直荷引き」「大卸から市場内仲卸業者以外への第三者への販売」が弾力化され、さらに「中央卸市場から地方卸市場への移行」も。

3回目（2020年6月施行）…大きな改正点は次の4点です。

①第三者への販売禁止の廃止

大卸が集荷した農水産物を、市場内の仲卸業者や買参人以外にも販売できるように。

②直荷引きの禁止の廃止

原則禁止されていた市場内の仲卸と産地との直接取引ができるように。

③市場外の飲食店などに一般販売が可能に

大卸は原則仲卸と買参人への販売に限定されていたものが市場外の小売業者、飲食店にも卸すことが可能に。

④商物一致の廃止

仲卸が仕入れた食材は、すべて卸売市場に搬入してからの販売が義務づけられていたことを廃止。

これらの改正は生産者に利益を確保し、流通コストの削減が図られ、小ロットの注文にも対応でき、市場間の農水産物の過不足を調整できると期待され、その通りになって来てはいるようです。

しかし反面、卸売市場の公共性は失われ、卸売市場そのものの役割が減少し、衰退に拍車がかけられるとも言われました。しかし法律が現状に追いついたという側面もあり、より自由競争の世界になって勝ち組と負け組がはっきりしてきたということと思います。

2. 市川市の青果卸の事業譲渡

平成 15 年に千葉県市川市の一印市川中央青果から経営承継の依頼があり、長印側では新会社の長印市川青果を設立し、6 月 1 日に事業譲渡を受けました。この作業を依頼され、無事作業は終わりました。

当時、1 市場 2 業者というのが原則であるなか、同じ市川青果市場のもう 1 社の京市青果からも 4 年後に事業承継の打診があり、平成 19 年 8 月に当事務所で財務 DD を行い、基本合意を 9 月に締結し、11 月 1 日に事業の譲受をすることになりました。

しかし買掛金の延滞がひどく、仕入先からは矢のような支払いの催促があり、経営陣が会社に出て来なくなってしまい、集荷がストップし 10 月中旬で事業停止せざるを得ない状況になったようでした。「事業停止した後では事業譲渡は中止せざるを得ない」と 10 月 4 日に申し入れを行い、結局前倒しをして 10 月 18 日に譲渡金額を相当値引きして契約と同日譲渡することとなりました。

当日、相手側弁護士が同席の中、長印から代金支払いを行いました。支払手続きが終わったとたん、弁護士が立ち上がって、**受任通知**^{※注}の張り紙を会社の入り口に貼りに行ったのにはビックリしました。

事業譲渡においては、営業権と在庫、備品・車両のみを引き継ぎ、もちろん売掛金も買掛金も借入金も引継ぎませんでした。

その後、自己破産の手続きに入ったと聞きました。

※注 受任通知

弁護士が債務整理の依頼を受けて、債権者に対して「代理人として債務整理を始める。」ということを知らせる通知です。金融機関は貸金業法でこれ以降は債務者に直接に取り立てることが禁止されます。一般の債権者はその規制の対象にはなりません。一般に金融債権者と同様に弁護士を相手に交渉することになります。また受任通知が発せられれば、仕入等は当然できなくなり、事業停止となりますので、自己破産の前提としての通知となります。

3. 船橋青果の事業譲渡

平成 24 年お盆の 8 月に市川市の隣の船橋中央青果の社長が長印に来られ、社長等と一緒に会いしました。会社全部引き受けてくれという申し出でしたが、事業譲渡なら引き受ける可能性があるかと、一応財務DDを実施することにはなりました。その月に会社にお伺いし、ざっと帳簿をみさせていただきただけで、相当の減損金額があり、正式な財務DDをするまでもなく、会社引き受けは無理で事業譲渡であれば、社員の退職金相当だけでしか引き受けられないとの判断を社長等がされました。

9 月初めにその旨を通告しましたが、農林水産省より正式な業務改善命令がでており、対応策が他にないこともあり、その条件で 9 月 13 日には正式契約し、28 日には公正取引委員会へ私が行政書士として申請し、許可を待ち、12 月 1 日に許可がおりて、予め設立した長印船橋青果㈱へ事業譲渡をしました。

4. 船橋のその後①

船橋中央青果には労働組合があり、事業譲渡代金で支払われた退職金は**自己都合金額**でした。会社側でその金額で了解を得て解散したとのことでしたが、そもそものオーナー家が船橋市よりお願いして引き受けていただいた地主であったこともあり、旧組合有志が**会社都合**の金額を清算中の中央青果に請求してきました。弁護士同士の調停をしていただき、双方が歩み寄った金額で和解しました。

5. 船橋のその後②

大きな債務を残したままの会社整理と関連会社 4 社と個人の整理を依頼されバンクミーティングを数回実施しました。複雑に入り組んだ債権債務の処理を、不動産処分と税務の特例を利用してほぼ 1 年をかけて、税負担なく、かつ債務を残さず処理しました。また、事業譲渡が終わった段階で会長が事故でお亡くなりになり、相続も絡んだ案件となり税理士も 3 人に協力いただきました。



【事務所カレンダー】

8月	2日(金)	会議・研修日
	10日(土)	通常営業(AM)・大掃除(PM)
	12日(月)～16日(金) お盆休み	
	24日(土)	営業日
9月	3日(火)	会議・研修日
	21日(土)	営業日
10月	2日(水)	会議・研修日

※この予定は変更となる場合もございます

◆毎日の朝礼	8:45～9:00
◆会議・研修日	・会議：午前9:30～11:00頃まで
	・研修：午後1:00～4:30頃まで

※朝礼中、会議中、研修中は原則として電話をお取次ぎ出来ませんが、終了後直ちにご連絡させていただきますのでご了承ください。なお、**緊急の場合はお知らせください。**



◆◆◆ 編集後記 ◆◆◆

今年パリオリンピックがあり、皆様も連日テレビで観戦していたものと思います。今回は日本人選手が大活躍で、メダル数は過去最多とのことでした。私もテレビで応援していましたが、個人的にはバスケットボールを応援していました。学生時代にクラブ活動をしていた影響ですが、今回は男女とも残念な結果になってしまいました。ただ男子は48年ぶりの自力での出場を決めたこともあり、世界レベルに少しは近づいたのかと感じています。昨年出場を決めた時のあの感動は今でも忘れられません。次回のオリンピックもぜひ出場してほしいと願っています。

暦の上では夏も終盤を迎えましたが、まだまだ暑い日が続いていますね。皆様におかれましてはご体調には十分にお気を付けください。

